

**仙台市訪問・通所連動型短期集中予防サービス事業
(モデル事業) 委託事業者募集要項**

令和 8 年 8 月

仙 台 市

仙台市訪問・通所連動型短期集中予防サービス事業(モデル事業)委託事業者募集要項

1 募集の趣旨

仙台市介護予防・日常生活支援総合事業における訪問・通所連動型短期集中予防サービス事業の業務を効率的かつ効果的に実施するため、単に「価格」による競争ではなく、訪問・通所連動型短期集中予防サービスの役割への理解、専門的な技術や知識、経験等を評価する必要があるため、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、公募を行う。

2 委託業務概要

(1) 委託業務内容

「仙台市訪問・通所連動型短期集中予防サービス業務委託実施仕様書」参照

(2) 委託契約期間 契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで

3 募集事業所数

全市で 2 事業所

※同一法人が複数の事業所において応募する場合には、実施事業所ごとに応募を受け付ける。

4 応募資格

(1) 法人であること（法人格を有していること）

複数の法人により構成されたグループによる応募は認めない。

(2) 法人又はその代表者が次の者に該当しないこと

- ・法律行為を行う能力を有しない者
- ・破産者で復権を得ない者
- ・地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項（同項を準用する場合を含む。）の規定により本市における一般競争入札等の参加を制限されている者
- ・地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 92 条の 2、第 142 条（同条を準用する場合を含む。）又は第 180 条の 5 第 6 項の規定に抵触することとなる者
- ・会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）等による手続きをしている法人
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う法人
- ・本市における訪問・通所連動型短期集中予防サービスの実施事業者選定の手続きにおいて、その公正な手続きを妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正に利益を得るために連合した者
- ・法人市民税（仙台市）並びに消費税及び地方消費税を滞納している者

※関係法令は p. 5【参考】「応募事業者の参加資格」関係法令を参照

(3) 事業を実施する建物に係る所有権、賃借権その他の使用権原（予約によるものを含む。）を有していることが前提であり、応募者が当該使用権原を有していない場合は、設備に関する基準を満たさ

ないものとする。

(4) 送迎を実施することができること

※利用者が自力で通うことを基本とするが、自力で通うことが困難で、送迎を希望する利用者に対しては事業者が送迎を実施する。送迎範囲は利用者の居宅、若しくは居宅付近まで送迎を行うこと。ただし、やむを得ず受託者による送迎の実施が困難な場合には、再委託により送迎を実施することができるものとする。

※なお、仙台市教育委員会のホームページより、地名から中学校区を検索することができる。

<https://www.city.sendai.jp/shogakuchose/kurashi/manabu/kyoiku/inkai/kanren/kensaku/index.html>

5 人員基準・設備基準

「仙台市訪問・通所連動型短期集中予防サービス業務委託実施仕様書」参照

6 審査方法

(1) 審査の内容・配点

審査	内容	配点
書類審査	応募書類から事業者の状況、実施体制、及び本サービス提供に当たっての基本方針等について審査	100

以下、(2)の審査基準に基づき評価を行う。

なお、選定にあたっては、①得点、②近隣圏域内における委託予定事業者の状況を踏まえて総合的に判断する。

書類審査を実施した結果、以下、(2)のイが審査委員の1人でも35点未満の場合は、上位評価事業者であっても委託予定事業者として選定しない。また、応募事業所数が募集事業所数に達しない状況であっても、同様の扱いとする。

(2) 審査基準

審査にあたっては、以下の審査基準を基に訪問・通所連動型短期集中予防サービスを運営する能力を総合的に評価する。なお、総合評価の判断基準として点数制を採用する。

ア 事業所の状況及び実施体制 (30点)

応募事業者における事業実績、実施施設の設備、運営方針、個人情報管理、安全管理、財務状況、職員の資質向上、職員体制、受入れ可能範囲（自社送迎を行う場合）について審査を行う。

イ 実施計画 (70点)

フレイル改善に向けた取り組み、訪問・通所連動型短期集中予防サービス運営にあたっての考え方、地域包括支援センターとの連携、各時期の訪問時の支援方法について、具体的なプログラム内容、セルフマネジメント支援、参加者が継続して介護予防に取り組むための工夫、中心となる担当者の資格及び実務経験、プログラム実施従事者の確保状況について審査を行う。

7 応募方法

- (1) 提出期間 令和8年8月3日(月)から8月14日(金)午後5時まで(必着)
- (2) 提出先 仙台市役所 健康福祉局 保険高齢部 地域包括ケア推進課 担当：下山、久我
仙台市青葉区国分町三丁目7-1(仙台市役所本庁舎6階)
E-mail : fuk005140@city.sendai.jp
- (3) 提出方法 ・電子メールにより、各書類の電子データ(PDF)を7(2)のE-mailアドレスへ送付すること。
・電子メールの表題は「訪問・通所連動型短期集中予防サービスに係るプロポーザル参加について(事業所名)」とすること。
・提出後、担当者宛てに提出した旨を電話し、受領の確認を行うこと。
- (4) 提出書類 「仙台市訪問・通所連動型短期集中予防サービス事業委託事業者応募書類」参照

8 選定結果の通知等

発表日時			通知・公表
訪問・通所連動型短期集中予防サービス	書類審査	令和8年8月25日(火)	電子メールにて通知、HP公表

審査結果については応募事業者全てに電子メールにて通知を郵送する。発表後5日経っても届かない場合は事務局に照会すること。

応募資格を満たしていない場合又は応募書類等の提出書類の記載事項に事実と異なる記載があった場合には、審査に合格したとしても委託予定事業者の資格を失うことがある。

9 開示請求の受付

応募事業者は自らの選考結果について、事務局に対して口頭で開示請求することができる。

- (1) 開示内容 応募事業者自らの総合得点及び順位
- (2) 開示期間 令和8年8月25日(火)から9月1日(火)午後4時30分まで
- (3) 申込方法 開示請求を行う事業者が、当該事業者の職員であることを証明するもの(職員証等)を持参の上、開庁時間内に事務局へ口頭により申し出ること。

10 契約

- (1) 受託候補者と協議の上、仙台市契約規則に定める随意契約を締結する。
- (2) 委託予定事業者は、「情報システム処理に伴う個人情報に係る外部委託に関するガイドライン」に基づき、個人情報の管理について必要な研修を受講するとともに、内部手続に協力すること。
- (3) 仕様書に定めのない事項、もしくは仕様書について解釈上疑義の生じる事項がある場合は、本市と協議の上、実施すること。

11 業務委託料

委託料 最大2,767,000円 ※契約締結日～令和9年3月31日

※契約期間内に最大実施回数分事業を実施し、加算分も最大回数入れた金額

※内訳は、「仙台市訪問・通所連動型短期集中予防サービス業務委託実施仕様書」参照

※本事業は、消費税非課税の対象となる事業

12 留意事項

- (1) 企画提案書等の作成経費や旅費等の必要経費は応募者の負担とする。
- (2) 審査を行う構成員、応募状況についての質問は一切受け付けない。
- (3) 提出された応募書類は返却しない。
- (4) 応募書類提出後、応募を取り下げの場合は、速やかに事務局まで報告すること。なお、取り下げにより不利益な取り扱いを行わない。

13 質問書の受付

本募集要項、仕様書及び応募書類の内容に不明な点がある場合は、事務局へ質問書を提出することにより確認することができる。

- (1) 提出期間 令和8年8月3日（月）から8月7日（金）午後5時まで（必着）
- (2) 提出先 仙台市役所 健康福祉局 保険高齢部 地域包括ケア推進課 担当：下山、久我
E-Mail fuk005140@city.sendai.jp
- (3) 提出方法 質問書（様式第13号）を用いて電子メールより提出すること。送信後に必ず地域包括ケア推進課あてに電話で確認を行うこと。
- (4) 回答方法 令和8年8月10日（月）以降に本市ホームページに質問内容への回答を公表する。
- (5) 留意事項 電話等による質問は一切受け付けない。

14 全体スケジュール

公募開始	公 表 令和8年8月3日（月）頃
募集要項等に対する	質問期間 令和8年8月3日（月）から同年8月7日（金）
質問受付期間及び回答日	回 答 日 令和8年8月10日（月）
応募書類受付期間	受付期間 令和8年8月3日（月）から同年8月14日（金）
審査結果の通知、公表（※）	通知・公表 令和8年8月25日（火）
委託事業者説明会	日 時 令和8年9月2日（水）仙台市役所本庁舎5階第1会議室 午後2時～午後4時

（※）委託予定事業者の公表は、本市ホームページにて行う。

【参考】「応募事業者の参加資格」関係法令

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）

第 167 条の 4

- 2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
- 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- 四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- 五 正当な理由がなく契約を履行しなかつたとき。
- 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
- 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）

第 92 条の 2 普通地方公共団体の議会の議員は、当該普通地方公共団体に対し請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人たることができない。

第 142 条 普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体に対し請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人（当該普通地方公共団体が出資している法人で政令で定めるものを除く。）の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人たることができない。

第 180 条の 5

6 普通地方公共団体の委員会の委員（教育委員会にあつては、教育長及び委員）又は委員は、当該普通地方公共団体に対しその職務に関し請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人（当該普通地方公共団体が出資している法人で政令で定めるものを除く。）の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人たることができない。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

二 暴力団 その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。

事務局（問合せ先）

仙台市健康福祉局保険高齢部地域包括ケア推進課 担当：下山、久我

〒980-8671 仙台市青葉区国分町三丁目 7-1（仙台市役所本庁舎 6 階）

電話 022-214-8484（直通） FAX 022-214-8980

E-Mail fuk005140@city.sendai.jp